

今回は、お金を借りるときの「保証」についてのお話です。

●保証とは

「保証人」「連帯保証人」というのは、日常よく聞く言葉です。会員の皆様の中にも、法人の名称でお金を借りるに当たって、代表の方が「個人保証」なさったりしていると思います。

保証は、お金を借りる人がいってはいじめ成り立つもので、通常は、お金を借りようとする人に頼まれてなるものですが、法律上は、保証人とお金を貸す人（金融機関など）との契約です。

保証人と言いますが、普段用いられている形態は、ほとんどすべての場合、連帯保証人です。

「連帯保証人」でないただの「保証人」という制度も、法律上はあるのですが、実際にはあまり用いられることはありません。

連帯保証人と単なる保証人の違いは、保証人であれば、自分のところに請求が来たときに、「借り主はAだからまずAに請求してくれ」「債務者Aには財産があるから先にそこから回収してくれ」という反論ができます。しかし、連帯保証人にはこのような反論は法律上許されず、その責任は、お金を借りた人とほとんど同じものなのです。

なお、保証には、根保証と呼ばれるものがあります。

例えば、AさんがB社から300万円借

りることになったとして、Cさんがこれを保証する場合を考えてみます。

根保証の場合の契約書は、「Cは、AがB社に対し金銭消費貸借に基づき負担する債務を、500万円の限度で保証する」などという内容になっています。

この場合、Aさんがそのときに借りた300万円について、Cさんはそれを保証したことになるのはすぐわかると思います。しかし、例えば、Aさんがいったんその300万円は自分で返し、またしばらくして500万円借りたとしても、その場合、Cさんは、2回目の借入についても保証したことになるのです。

当事者と契約の形態が同じであれば、何度借入をしても同じことで、Cさんは、500万円を限度として、何度でも保証人としての責任を負うこととなります。

保証についてのQ&A

Q 取引先に対する代金支払債務の保証をしたような場合で、相手がまだ物を渡してくれていないのに、代金の支払いを請求された場合、連帯保証人は支払をしなくてはならないか？

A この場合、原則として支払をする必要はなく、物の引渡と引換でないと払わない、という反論ができます。
* 通常、売買など、当事者双方に債務の発生する契約は、特別の約束がない限り、相手の債務が履行されるまで、こちらの

債務も履行しなくてよいことになっています（同時履行の抗弁権といえます）。売買契約は、売り主と買い主に成立するものですが、保証人は、このような売買契約に基づく主張を相手に対して主張することができます。

Q 債務者が、相手に対して何らかの債権を持っていて、本来ならば相殺することができる場合、保証人は、債務者の債権をもって相殺することができるか？

A この場合、保証人は、他人である債務者の債権をもって、相手との債務を相殺することができます。相殺した部分については、債務が消滅し、保証人の保証責任もなくなります。

Q お金を借りた人（債務者）の債務が、時効によって消滅した場合、連帯保証人の責任はどうなるか？

A 時効については、以前にここで少しお話ししたことがあります。債権は、5年ないし10年の「消滅時効」という制度があります。

債務者の債務が時効によって消滅している場合、連帯保証人の責任もなくなります。この場合、連帯保証人は、債務者に代わって、債務者の債務が時効によって消滅していることを債権者に主張することができます。

また、保証人の保証債務そのものが時効によって消滅する場合もあります。

Q 債務者が破産してしまったり、あるいは死亡して、相続人が相続放棄した。この場合、保証人の責任はどうなるか？

A この場合には、保証人の責任は残りません。そのため、破産や相続の放棄などの手続を取る場合には、保証人の責任をどうするかも考慮した処理が必要になります。

法人協会ニュース

新役員のご紹介

先週の第9回総会を無事に終えることが出来ました。どうもありがとうございました。また、役員改選により長谷川会長以下、新役員が選出されました。今後どうぞ法人協会をよろしくお願いたします。

- 会長
長谷川久夫（茨城）
- 副会長
間 和輝（宮崎）・ 忠 聡（新潟）
佐々木君夫（青森）
- 理事
安達 茂夫（山形）・ 渡部 寿志（島根）
福島 正信（三重）・ 牧 秀宣（愛媛）
米口 守（兵庫）・ 二宮 伊作（大分）
- 会員外理事
山田 豊 全国農業会議所常任参与
山田 俊男 全国農業協同組合中央会専務理事
中村 靖彦 明治大学客員教授
加藤 一隆 社）日本フードサービス協会専務理事
佐野 泰三 カゴメ（株）執行役員
今村奈良臣 東京大学名誉教授
北本 孝也 全国農業協同組合連合会常務理事
- 監事
吉田 法夫（埼玉）・ 奥村 一則（富山）
三谷美重子 税理士・社会保険労務士
- 顧問
高木 勇樹 農林中金総合研究所理事長
坂本 多旦 船方農場グループ代表

「AgriBusiness 経営塾」152号

2003年6月19日発行

発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365
Fax : 03-5156-0366
E-mail : hojin@nca.or.jp
URL : http://www.hojin.or.jp/